



三重県公報

令和2年12月4日 (金)

第 164 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
71	三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	2
72	三重県公有財産規則の一部を改正する規則	(同)	2
73	三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則	(下 水 道 経 営 課)	2
告 示			
837	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課)	2
選 管 告 示			
49	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選 挙 管 理 委 員 会)	3
50	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	4
海 調 委 告 示			
9	三重海区におけるうみがめ等の採捕についての指示	(海 区 漁 業 調 整 委 員 会)	5
公 告			
	三重県表彰規則の規定による表彰者	(総 務 課)	5
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	6

規 則

三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十一号

三重県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

三重県庁舎等管理規則（昭和三十九年三重県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三号様式から第五号様式までの規定中「㉔」、第六号様式中「㉕」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県庁舎等管理規則の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県庁舎等管理規則の規定に基づいて提出された申請書とみなす。

三重県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十二号

三重県公有財産規則の一部を改正する規則

三重県公有財産規則（昭和三十九年三重県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの規定中「㉕」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県公有財産規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県公有財産規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第七十三号

三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則の一部を改正する規則

三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則（令和二年三重県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㉖」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則に基づいて提出されている申請書は、改正後の三重県流域下水道事業の用に供する行政財産の貸付け又は目的外使用許可及び目的外使用に係る使用料に関する規則に基づいて提出された申請書とみなす。

告 示

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 2 年 12 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ サウス亀山店
亀山市菅内町 1369 番 1
- 2 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

	出入口の数	位置
駐車場	4 箇所	縦覧による
合計	4 箇所	—

(変更後)

	出入口の数	位置
駐車場	5 箇所	縦覧による
合計	5 箇所	—

- 3 変更年月日
令和 3 年 4 月 15 日
- 4 変更理由
利便性向上のため
- 5 届出の日
令和 2 年 11 月 18 日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和 2 年 12 月 4 日から令和 3 年 4 月 5 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 49 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 政治団体の設立
 - (1) 政党の支部

法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第 1 号)	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重県参議院選挙区第 1 総支部	芝 博 一	大谷友秀	鈴鹿市庄野共進 1-4-23	参議院議員	○	令和 2 年 9 月 28 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
私鉄三重交通交通政策研究会	竹原史郎	加藤義明	津市中央 1-1	令和 2 年 11 月 2 日	
三重県神谷まさゆき後援会	西井政彦	石橋昌夫	津市島崎町 311	令和 2 年 11 月 18 日	
未来創造研究会	北森 徹	北森隆文	伊賀市平野東町 50	令和 2 年 10 月 22 日	
みんなで志摩市政を良くする会	吉田英浩	吉田英浩	志摩市大王町船越 2900-32	令和 2 年 10 月 1 日	
森中ひであき草の根応援団	森中秀哲	森中侑子	伊賀市小田町 116	令和 2 年 11 月 5 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党宮川支部	岸 良 隆	会計責任者	大原一晃	門野清一郎	令和 2 年 11 月 14 日	政党
鈴鹿市医師連盟	尾崎郁夫	代表者	尾崎郁夫	西城英郎	令和 2 年 6 月 21 日	
		会計責任者	木村英夫	堀澤信喜		
四日市未来政策研究会	里中俊雄	代表者	里中俊雄	森 綾子	令和 2 年 10 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 50 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 2 年 12 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
立憲民主党三重県参議院選挙区第 1 総支部	芝 博 一	令和 2 年 9 月 14 日	政党
とことん市民派	里中俊雄	令和 2 年 9 月 30 日	
未来創造研究会	北森 徹	令和 2 年 10 月 22 日	

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第9号**

三重海区におけるうみがめ等（うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）及びその卵をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和2年12月4日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 採捕の制限

三重海区においては、うみがめ等の採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であつて三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者としします。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次の条件を付けるものとしします。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の譲渡又は販売をしてはなりません。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめ等を採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければなりません。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがあります。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

8 意図しない捕獲等によるうみがめ等の所持又は販売の禁止

承認を受けないで採捕したうみがめ等（標本及び剥製を含みます。）の所持又は販売をしてはなりません。

9 適用除外

市町独自のうみがめ等の保護条例を制定している場合は、その内容の範囲で、当委員会指示の適用を除外します。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年1月1日から同年12月31日までとします。

公 告

三重県表彰規則（昭和25年三重県規則第38号の1）第2条の規定により、令和2年11月20日次の方を表彰しました。

令和2年12月4日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県議会議員 在職25年 中村 進 一

三重県議会議員 在職 25 年 三 谷 哲 央
三重県議会議員 在職 25 年 舟 橋 裕 幸

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、長島町土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 2 年 12 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
 - 2 縦覧の期間
令和 2 年 12 月 7 日から令和 3 年 1 月 7 日まで
 - 3 縦覧の場所
桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町 2-37）
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 2 年 11 月 16 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 2 年 12 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
いなべ市大安町梅戸及び同市員弁町市之原

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
